

改正案	現行
<p>（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー） 第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、<u>株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）</u>により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー） 第五十二条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、<u>株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）</u>により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 （略）</p>